

合意文書 / 2009 年度版に関するご質問・ご意見

質問
添付された事項とあるのは、その右ページの内容に限られていますね？その他のものはあくまでも資料であると考えていいですね？
回答
はい。そのとおりです。 添付された事項というのは右ページの内容に限られています。 その他のものは、ICAP がサンプルとして CCJ に提案してきたものです。しかし、日本の現状とは異なり、このサンプルのまま使用することはできないことから、日本の現状に合わせて今回の 2009 年度 CCJ の合意文書を作成しました。ICAP からは合意文書の内容についてサンプルを変更することは許可されています。 みなさんに ICAP からのサンプルをお送りしたのは、情報開示として、ICAP のサンプルも見ていただいた上で、CCJ が日本の現状にあわせた内容としたことを知っていただくためです。

質問
これまで、継続して高校生プログラムを森田ゆりさんへ相談しながら実施している。今年度も実施が決まっている。しかし、それは実施基準の CAP プログラムに含まれていない。このまま MOU に署名することで、MOU に違反することになり、高校生プログラムを実施できなくなることを懸念する。MOU の添付内容にない高校生プログラムについての扱いがどうなるのか教えてほしい。
回答
森田さんが実施されてきた「中学生暴力防止プログラム」は当初「中・高生暴力防止プログラム」でしたが、高校生へのプログラム実施の場合は、全国でも実践が少ないため、森田さんに相談し報告をあげながら実施することのみが認められています。 高校生プログラムは、実施にあたってはプログラム作成者である森田さんに相談しながら行う試行段階の位置づけであり、実施基準となる「実施ガイド」がないため、その実施は従来どおり継続されてよいですが、その活動報告は CCJ に提出するようお願いいたします。

## 質問

- 1・これまでの「代表」と「責任者」との具体的な違いは何ですか？
- 2・アメリカに於ける CAP のシステム及びコーディネーター制度がわからないのにコーディネーターを日本でいうグループ代表におきかえて契約を結ぶことへの不安があります。よりわかりやすい説明を求めます。
- 3・スペシャリストの更新制度および資格一元化手続きが具体的に決まっていらないのにグループとして MOU 契約することはおかしいのではないですか？ 順番が逆だと思えます。
- 4・今後どのように改訂・更新されるか不明瞭なのに、その内容について合意事項として契約するのはおかしいと思えます。もし仮に理不尽な改訂・更新がなされた場合、合意事項契約を破棄することが出来るのでしょうか？
- 5・「実施基準、方針」を明文化したものを、合意事項契約を交わすにあたり添付すべきだと思います。なぜ「実施基準、方針」を添付しないのですか？
- 6・MOU は合意事項ではなく覚書ではなかったのですか？
- 7・CCJ の役割は内部に対してだけの「注意、勧告」なのですか？ 実際に「注意、勧告」したグループはありますか？ また CCJ のエリア内で CAP グループ以外のグループに対しては、問題が発生した場合に「注意、勧告」しないのですか？
- 8・合意事項の内容が対等とは思えません。CCJ と CAP グループとの間で交わされるもので、対等な内容の合意事項にしてほしかったという意見が多数ありました。

## 回答

この度の合意事項に関してのご質問は個別にご返信しており、説明会等の開催は行っておりません。

1. 「代表」と「責任者」との違いはとくにありません。「代表」と言っても、代表が CAP 実践のない NPO 法人としての代表であったり、代表をおかないところなどグループの状況はさまざまです。したがって、CAP 活動の責任をもつ方として、今回は「責任者」という表記を使用しています。
2. ICAP より送られた書式を参考にしながら、日本の CAP 活動に即して作成しました。この文書を英訳したものを ICAP に送付し、了承を得ています。
3. CAP スペシャリストの更新制度および資格一元化については、2007 年度臨時総会にて承認され、資格一元化の手続きは事務局に作業が委ねられています。  
合意事項 (MOU) の手続きは、2009 年 1 月の ICAP 来日の折に RTC の責務として、CAP センター・JAPAN (以下 CCJ) と CAP グループの間で行うことが確認されました。

4 . いただいた文書の中に「改訂・更新」とありますが、具体的に何の改訂・更新についてなのかをお教えてください。

後日下記の返信をいただき回答

CAP グループとの合意事項

合意事項契約書本文 8 行目 ( 現行および更新される CCJ の )

添付文書 6 行目 ( いずれも改訂・更新された場合は新たなものが効力をもつ )

添付文書 14 行目 ( ただし、いずれも改訂・更新された場合は新たなものが効力をもつ )

添付文書 19 行目 ~ 20 行目 ( いずれも改訂・更新された場合は新たなものが効力をもつ )

4 . CAP プログラムの実施基準の改訂・更新は、ICAP および CCJ が必要だと判断し、J-CAPTA と合意した時に、ルールにのっとって行うことになっています。また CAP グループには事前に状況をお知らせした上で行うことになっていますが、改訂に同意できない時、CAP グループは異議申し立てをすることができ、CRC ( CCJ の CRC、及び合同 CRC と ICAP の CRC ) で検討することになります。改訂に同意できないことを理由に合意事項契約を破棄する権利が CAP グループにあります。破棄することは同時に合意事項契約によって得ている権利を放棄することになることを蛇足ながら申し添えます。

5 . 「実施基準・方針」は合意事項の添付として内容を記載しております。

6 . MOU は Memorandum of Understanding の略です。日本語訳として「覚書」と表記していたこともありますが、今回「合意事項」で統一しました。

7 . CCJ は RTC の役割として、CAP 活動にかかわる問題が起こった場合は、必要に応じて CAP グループ、グループ外の方を問わず対応を行います。

8 . ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。

質問

組織構造について

1 合意事項の中に組織構造が明記されていますが CCJ とグループとの合意形成を図る目的であるなら組織構造は必要ないと思います。

CCJ だけでなくグループのことも書いてあるのに、そのタイトルが組織構造なのはおかしいのではないですか。

2 グループとの関係性を問われるならばグループ責任者と交わすことにどのような意味合があるのか。CCJ とグループの関係についての契約なのに、責任者個人と契約を交わすのは奇異ではないか

グループ内で問題が派生したときにグループ責任者はその責任を課せられるのでしょうか。

3 . ICAP より「正式に権限を与えられた」RTC という文言について、「正式に認められた」等の平易な言葉のほうがいいと思いますが、敢えて権限ということばを使う意図が怖さを感じてしまいます。フェミニズム思想から生まれた CAP にはおおよそ似つかわしくない縦社会の主従の関係をより深く作っていくような感を強くもってしまいます。

ICAP も「権限」という言葉を使っているのでしょうか。英語表記も教えてください。

4. 「RTC としての、現行および更新される CCJ の実施基準と方針に則って活動します」は、まずは現行の CCJ 実施基準と方針を明文化すると共に、更新されることがあるならば、その時点であらためて合意形成を図る必要があると思うのですが。そして、実施基準と方針が更新された場合には、改めて契約すべきではないですか

本合意文書の目的について

1. 「全ての CAP プログラム実施の責任を負う」は次のどの人にかかるのか明確ではありません。もしグループ・グループ責任者・CCJ となるなら内容として非常に不可解なものになってしまいます。何故なら万が一訴訟問題が起こったときに誰が問われることになるか明らかではないからです。それらの問題をグループやグループ責任者が担うことになるなら、それだけの重責を一責任者が負えるものではないからです。合意形成を図る、契約をするということは、統括責任は権限を移譲されている CCJ に派生してくるのではないかと思います。

2. 「合意文書」は添付ではなく、本文書中に明確に記す必要があります。そうでなければグループは何について合意すればいいのかが明確な判断ができません。

RTC としての CCJ の役割について

1. 「著作権と添付文書に概説される実施基準」とはどのようなものか理解できません。著作権に概説されるという事柄はさらに不可解な文章ではないでしょうか。

2. 注意・勧告を行ってもそれに従わない場合はどうなるのでしょうか。細則ができていない状況でこのような内容に合意せよと言う方が無理難題を押し付けていることになるのではありませんか。

3. 最初に総論ありきで、各論抜きのこの合意文書は明らかにおかしいものだと思います。

署名について

1. 署名をする際、「以下の署名は」という文言は始めてみるもので違和感を感じます。署名に関して言えば「以上のことに合意いたします」等の文言でいいのではないですか。

2. 「毎年確認を行い署名のうえ、提出することとします」は、変更・改訂等があればその時に確認書を提出することにすればいいことであり、敢えて毎年することを宣言させる必要性はないと思います。また、これは一年ごとに、契約する、しないをグループとして判断できるということなのですか。仮に契約しない場合はどうなるのか？

3. ここの文章も誰が誰に書いているのかが不明確ですね。

4. 「この合意事項に署名した日より発効し、翌年 6 月末まで有効とする」とありますが、関西 CAP 連絡協議会の時、事務局長代行の作野さんに「MOU の今年度の契約はいつまでか」と尋ねたところ「10 年 3 月 31 日まで」という回答をもらいました。事務局の対応が合意事項と違うのはおかしいですね。

## 添付文書について

1 . この添付文書が「合意事項」であるならば、添付としないで合意文書として本体に入れるべきものです。

2 . 改訂・更新 最新版 / 改訂 という言葉が頻繁に出てきますが、CCJ と J-CAPTA との話し合いで全国共通のものを使用するはずだと認識しています。その認識に基づくなら、これを含む契約にするなら、

1 C C J

2 その加盟グループ

3 J - C A P T A

4 その加盟グループ

4 者の合意の下で統一契約書を作るべきではないですか。

あらたな合意形成を図るときにあたかも更新・改訂があるのが必致のような状況と思われるような文書であることに不可解を感じます。

3 . シナリオの改訂等に関しては、ICAP トレーナーが関わるものであり、これを合意事項の中に入れる意味が理解できません。

CCJ の提供する「子どもワークショップ実施ガイド 小学生版」「CAP 就学前プログラム実施ガイド」「中学生暴力防止プログラム実施ガイド」の中身はどうなるのか。今使っているものと違うのか？

4 . グループ運営において、「責任者は連絡窓口の役割を果たすこと」とありますが、他のスペシャリストが連絡をとることはできないのでしょうか。もし固定化してしまうことが構想されているなら大きな問題を抱えていることになります。全てのスペシャリストは対等であるという考え方からはかけ離れてしまい、グループの中にもヒエラルキーを築くことになってしまいます。正に力関係の中で CAP グループが運営されていくことになります。

5 . 著作権と添付文書に概説される実施基準とは何かわかりません。

6 . 「グループの活動する地域を明確に公表する」とはどういうことかわかりません。

明確とはどういう意味なのですか。

(きょうとCAPにおいても、現実に、京都、京都市、宇治各児相管轄区域外でのWS 依頼、および実施の経験がある。)

7 . 新たなグループの立ち上げについては別途定める手続き」とありますが、別途どのような手続きが定められているのか明確に示してほしい。

8 . CAP スペシャリストのCCJ への登録制度・更新制度の手続きを、責任をもって行うとはどういうことか。

登録制度・更新制度、およびその手続きについて何が決まっているのか。

【全体的な問題点の指摘】

- ・ 契約という重大且つ重要な要件に対して、紙切れ一枚の送付でことを済ませようという CCJ の認識に対して大きな怒りを感じます。
  - ・ 総会や第一委員会の折には説明会を開いた経緯がありますが今回契約に当たって何故説明会を開かないのか。
  - ・ 書面そのものが契約書の体をなしていない。
- (そのひとつには「合意文書」と明記したものが無い。(例)日本では契約者甲と乙という表記で責任や解雇規約などが盛り込まれている。
- (また細則は「定款・細則委員会」できちんとしたものができない限り、何が盛り込まれるかわからないものに署名押印はできません)
- ・ ICAP の契約とは内容が違うと記しながら ICAP のサンプル MOU 資料として同封したのは何故ですか
  - ・ 決まっていないことを契約に盛り込むのはおかしい。
  - ・ 総会前の説明会(4/5)及び総会開催時点では、MOU の内容について会員からの質問で CCJ は「ICAP から聞いていないので分からない」ということでした。その後 MOU の内容は事前に会員には説明がないまま、いきなり合意事項及び契約書が送付されてきて、初めて MOU の内容を知らされ、それは署名、捺印して合意を促す文章でした。
- 総会では養成者養成講座の開催はすでに決まっていて、今年度の事業として承認されました。その時点では MOU の内容、契約については不明確なまま十分な説明はありませんでした。養成者養成講座の受講資格に、年度途中で入ってきた MOU に契約している者という条件をいれているのは理解できません。

回答

下記の文章中矢印以降、丸ゴシック文字の文章にて、前段のご質問に返信(質問の文章は原文)以下、ご質問(原文・明朝文字)とその返信(丸ゴシック文字)

最初に、「合意事項を交わす」という言葉と「MOU 契約」という言葉が混じって使用されているために非常に分かりにくい文章になっていることを指摘します。これまで CCJ は一貫して「MOU 契約」という言葉を使ってきました。しかし送付された文書は「合意事項」であり、この書類そのものが、誰が誰に宛てて提出する文書であるのか、書類上の文章の構成からすると極めて不明確で、おおよそ「契約書」と言えるものでないことは明白です「合意事項」に対して理解しこれを遵守します、ということであれば、これまで発行され署名して提出していた「了解事項」を遵守するという形で十分ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

ことさらに契約・契約と繰り返してきたにしては、余りにも不明確な内容に終始していることとられても仕方がないのではないのでしょうか。

今回の文書は「契約書」ではなく「合意事項」を記した「合意文書」です。

総会前までは、現在合意事項としているものを「MOU 契約」としてきました。これは、英文がコントラクトとその時点ではなっていたためです。しかし、総会直前に ICAP からきたサンプルはアグリーメントとなっており、今回も「合意事項」としている訳となりました。総会前に送付の「用語集」では、『「memorandum of understanding」は直訳すると了解事項だが、養成講座での了解事項などと混同することをさけるため、「MOU」という表現を使います。』とお知らせしておりました。MOU 契約と言う言葉は 5 月の総会資料送付以降使っておりません。

これまで CCJ が発行し署名の上、提出していただいていた「了解事項」は、養成講座修了時に

CAP スペシャリストとの間で交わしており、その内容は個人における CAP プログラムの管理（著作権保護を含む）や CAP プログラムの実践者として今後活動される上での了解事項でした。故に、CAP グループとの間で交わしたものでなく、今回の合意文書とは目的が異なるものと理解しております。

RTC 契約書において「RTC とグループの間」で「合意文書を交わすこと」が求められており、その内容は ICAP が求める CAP プログラム提供のルールを遵守し、CAP プログラムおよび CAP 活動を守るためのものです。1 月の ICAP の来日で ICAP の方針として示された世界で CAP プログラムを実施している CAP グループが、ばらばらでなく 1 つとなって大きな力を発揮できるように、つながっていくための取り組みと考えています。分断されるのではなく、まずは、同じ志を持つものが CAP 活動を通じて情報共有を含めてつながっていくことが、必要です。それが、社会変革の大きな力の一つになると考えます。

これまでにない初めての取り組みですので、不備な点が多々あると思います。合意文書は、年度ごとにご提出いただくものと考えておりますので、頂いたご意見等は、今後に向けての改善点として収めさせていただきます。また、ご質問に関しては、現時点でお応え出来る範疇で返答いたしております。その旨をご理解頂き、グループの皆さんで「合意文書」提出に関してご判断いただきますようお願いいたします。

「合意事項」文書の中で具体的に疑問と感ずるところを羅列します。これらのことに全てご回答ください。

#### 組織構造について

- 1 合意事項の中に組織構造が明記されていますが CCJ とグループとの合意形成を図る目的であるなら組織構造は必要ないと思います。

CCJ だけでなくグループのことも書いてあるのに、そのタイトルが組織構造なのはおかしいのではないですか。

組織構造は、組織内の責任・権限や業務分掌の仕組みのことであり、この合意文書では、組織に関わる CAP プログラムを提供するグループ、CAP スペシャリストまでを含めたものを示しています。

- 2 グループとの関係性を問われるならばグループ責任者と交わすことにどのような意味合があるのか。CCJ とグループの関係についての契約なのに、責任者個人と契約を交わすのは奇異ではないか

グループ内で問題が派生したときにグループ責任者はその責任を課せられるのでしょうか。

今回の合意文書は、地域における CAP 活動の維持を目的にグループの責任、グループの運営など現場での活動の際の遵守事項を明確にし、その内容に同意したことを示すものです。現場の CAP 活動は、グループ責任者のみならず、グループの構成員すべてが責任を持って行うものと考えますが、添付文書を含む本合意文書に関するその責任の所在は明確にすることが必要と考え、責任者個人の自署をお願いしています。グループ内で派生する問題は諸処あると思われ、その責任の所在を一概にはお応えできません。

3. ICAP より「正式に権限を与えられた」RTC という文言について、「正式に認められた」等の平易な言葉のほうが良いと思いますが、敢えて権限ということばを使う意図が怖さを感じてしまいます。フェミニズム思想から生まれた CAP にはおおよそ似つかわしくない縦社会の主従の関係をより深く作っていくような感を強くもってしまいます。

ICAP も「権限」という言葉を使っているのでしょうか。英語表記も教えてください。

RTC 契約書には、「ICAP は、RTC にその選出された領域において、ICAP が著作権を持つ CAP カリキュラムの唯一の配布者としての権限を授ける」と記載されています。ICAP が使っている英語表記は、「authority」です。

権限とは、「ある人が、他人のために法令・契約に基づいてなしうる権能の範囲」(広辞苑第 5 版)であり、英語表記をそのまま「権限」と訳して使用しており、ご意見いただいたような解釈はしておりません。

4. 「RTC としての、現行および更新される CCJ の実施基準と方針に則って活動します」は、まずは現行の CCJ 実施基準と方針を明文化すると共に、更新されることがあるならば、その時点であらためて合意形成を図る必要があると思うのですが。そして、実施基準と方針が更新された場合には、改めて契約すべきではないですか

現行の実施基準は以下の通りです。

CCJ の提供する「子どもワークショップ実施ガイド 小学生版」、「CAP 就学前プログラム実施ガイド」、「中学生暴力防止プログラム実施ガイド」(すべての実施ガイドにおける最新版 / 改訂があった場合は、改訂版が最新のものとなる) にそって実施すること。

子どもワークショップを実施する場合、原則として教職員ワークショップ・保護者ワークショップ・子どもワークショップの 3 つのワークショップを行うこと。

トークタイムを含む子どもワークショップを実施すること。

今回の合意文書は 2009 年度のもので、ICAP が RTC とグループの間で交わすことを求めている「合意文書」は、サンプルでお示したように「yearly」で年 1 回交わすものです。CCJ もそれにならい、年 1 回交わすことにしています。実施基準と方針が更新された場合はそれにそった合意文書がその年度に作成され、交わすこととなります。しかし、スクリプトについては合同 CRC の話し合い、ICAP に提案し、ICAP の CRC の最終的認可を得た結果として改訂などが年度途中で行われる場合、も考えられことから、「RTC としての、現行および更新される CCJ の実施基準と方針に則って活動します」との文言にしています。

本合意文書の目的について

1. 「全ての CAP プログラム実施の責任を負う」は次のどの人にかかるのか明確ではありません。もしグループ・グループ責任者・CCJ となるなら内容として非常に不可解なものになってしまいます。何故なら万が一訴訟問題が起こったときに誰が問われることになるか明らかではないからです。それらの問題をグループやグループ責任者が担うことになるなら、それだけの重責を一責任者が負えるものではないからです。

合意形成を図る、契約をするということは、統括責任は権限を移譲されている CCJ に派生してくるのではないかと思います。

今回の文書は「契約」ではなく「合意文書」です。

不明確な文章と言うことであり、頂いたご意見等は今後に向けての改善点として参考にさせていただきます。

なお、CAPプログラムの実施は、日々の活動においてグループ責任者だけでなくグループの構成員すべてが責任を持って行っておられると考えています。CCJは、ICAPと契約される領域内におけるCAPプログラムの遵守とそのためのトレーニング、ICAPからの情報提供・共有の連絡を責務とします。RTC契約書には、「ICAPは、RTCにその選出された領域において、ICAPが著作権を持つCAPカリキュラムの唯一の配布者としての権限を授ける」と記載されており、CAPプログラム実施による総括責任は、権限移譲の範疇を超えており、本合意文書を交わす事によってそれがCCJに派生するとは考えておりません。

上述のようにRTCの責務としてCAPプログラムの遵守とCAPグループのCAPプログラムのモニタリングがあり、それを怠ったことによる訴訟案件の責任をCCJが負うことはあると考えます。

2. 「合意文書」は添付ではなく、本文書中に明確に記す必要があります。そうでなければグループは何について合意すればいいのか明確な判断ができません。

今回は資料としてお送りしております ICAP からのサンプルに則って、作成しております。形式は特に決まりはないと考えており、「本合意文書の目的」には「添付文書を含む本合意文書について」の合意することと明記しています。

RTC としての CCJ の役割について

1. 「著作権と添付文書に概説される実施基準」とはどのようなものか理解できません。著作権に概説されるという事柄はさらに不可解な文章ではないでしょうか。

「著作権」と「添付文書に概説される実施基準」と読み取っていただくべきものですが、不可解な文書と読み取れると言う事であり、頂いたご意見等は、今後に向けての改善点として収めさせていただきます。

2. 注意・勧告を行ってもそれに従わない場合はどうなるのでしょうか。細則ができていない状況下でこのような内容に合意せよと言う方が無理難題を押し付けていることになるのではありませんか。

注意・勧告を行ってもそれに従わない場合は、ラウンドテーブルでも明らかになっているように、「CAP プログラム遵守に従わない CAP グループを ICAP に届け出る」あるいは「非協力的で RTC に応じない CAP グループを ICAP に届け出る」という作業を RTC として行うこととなります。

3. 最初に総論ありきで、各論抜きのこの合意文書は明らかにおかしいものだと思います。

署名について

1. 署名をする際、「以下の署名は」という文言は始めてみるもので違和感を感じます。署名に関して言えば「以上のことに合意いたします」等の文言でいいのではないですか。

違和感を感じる文章と言うことであり、頂いたご意見等は、今後に向けての改善点として参考にさせていただきます。

2. 「毎年確認を行い署名のうえ、提出することとします」は、変更・改訂等があればその時に確認書を提出することにすればいいことであり、敢えて毎年することを宣言させる必要性はないと思います。また、これは一年ごとに、契約する、しないをグループとして判断できるということなのですか。仮に契約しない場合はどうなるのか？

グループが CAP プログラムの提供を行わないことにする場合は、合意文書の提出は必要ありません。この合意文書は、CAP プログラムを CCJ の管轄下の地域において実施する CAP グループと交わすものです。

ICAP が RTC とグループの間で交わすことを求めている「合意文書」は、サンプルでお示したように「yearly」で年 1 回交わすものです。グループが、1 年間の活動を振り返り、また社会やグループの状況、環境を踏まえて、次の 1 年どのように CAP 活動を行うかを確認していただくことは、グループ運営においても重要なものと考え、CCJ もそれにならい、年度ごとにご提出いただくものと考えています。

仮に合意文書を交わさずに CAP グループが CAP プログラムの提供を行っている場合は、ラウンドテーブルでも明らかになっているように、「CAP プログラム遵守に従わない CAP グループを ICAP に届け出る」あるいは「非協力的で RTC に応じない CAP グループを ICAP に届け出る」という作業を RTC として行うこととなります。

3. この文章も誰が誰に書いているのが不明確ですね。

不明確な文章と言うことであり、頂いたご意見等は、今後に向けての改善点として参考にさせていただきます。

4. 「この合意事項に署名した日より発効し、翌年 6 月末まで有効とする」とありますが、関西 CAP 連絡協議会の時、事務局長代行の作野さんに「MOU の今年度の契約はいつまでか」と尋ねたところ「10 年 3 月 31 日まで」という回答をもらいました。事務局の対応が合意事項と違うのはおかしいですね。

作野の発言に関しましては訂正させていただきます。今年度の合意文書による合意事項の有効期日は、「2010 年 6 月末」となります。「今年度」という質問のお言葉に対して、事業年度を念頭にお答えしてしまい、合意文書と異なる期日をお伝えしてしまいました。グループと交わす重要な文書の期日を間違えてお伝えいたし不必要な疑念を抱かせました事、謹んでお詫びいたします。

#### 添付文書について

1. この添付文書が「合意事項」であるならば、添付としないで合意文書として本体に入れるべきものです。

今回は資料としてお送りしております ICAP からのサンプルに則って、作成しております。形式は特に決まりはないと考えており、「本合意文書の目的」には「添付文書を含む本合意文書について」合意することと明記しています。

2. 改訂・更新 最新版 / 改訂 という言葉が頻繁に出てきますが、CCJ と J-CAPTA との話し合いで全国共通のものを使用するはずだと認識しています。その認識に基づくなら、これを含む

契約にするなら、

- 1 CCJ
- 2 その加盟グループ
- 3 J - CAPTA
- 4 その加盟グループ

4 者の合意の下で統一契約書を作るべきではないですか。

あらたな合意形成を図るときにあたかも更新・改訂があるのが必致のような状況と思われるような文書であることに不可解を感じます。

今回の文書は「契約書」ではなく「合意文書」です。

不可解な感をお持ちになられたと言う事であり、頂いたご意見等は今後に向けての改善点として参考にさせていただきます。

なお、RTC 契約書には、「ICAP は RTC にその選出された領域内において、ICAP が著作権をもつ CAP カリキュラムの唯一の配布者としての権限を授ける」また、責務として「RTC は、CAP カリキュラム実践の質を維持し、ICAP が認可した改作（改訂版）カリキュラムのみの使用を許可する。」と明記されています。改訂等については、合同 CRC で話し合い、ICAP に提案し ICAP の CRC の最終的認可を得ることになります。このような過程を経て ICAP が認可した改訂版については、それぞれの RTC がエリアにおいて忠実に実施することに責任を持つものです。新たな合意形成をはかり、なお且つ ICAP の CRC の認可を受けた場合にのみ改訂があり、上述のような過程を経た合意の上で作成されたスクリプトの使用に関する合意文書でありますので、現時点においては、統一された合意文書ではありませんが、問題はないと考えます。

3 . シナリオの改訂等に関しては、ICAP トレーナーが関わるものであり、これを合意事項の中に入れる意味が理解できません。

すべての RTC は、CAP カリキュラムを忠実に実施することを保証することが責務として課されています。地域の現場において、合意文書に記載の『現行および更新される CAP センター・JAPAN（以下 CCJ）の基準と方針に則り、CCJ の提供する「子どもワークショップ実施ガイド 小学生版」、「CAP 就学前プログラム実施ガイド」、「中学生暴力防止プログラム実施ガイド」（すべての実施ガイドにおける最新版 / 改訂があった場合は、改訂版が最新のものとなる）にそって提供すること。』が遵守されなければ、責務を果たすことはできません。そのため、合意文書の中に入ることは当然と考えます。

すでに総会前からお知らせしておりますように、スクリプトの改訂は ICAP から改訂されたことの連絡があった場合、現場から声が上がリ、各 RTC の CRC で検討を行い、さらに合同 CRC で検討された上で ICAP に対して提案を行い認められた場合の 2 通りがあります。

については、当然のことながら、前述いたしましたような過程を経て慎重に検討されたうえで、改訂等は行われるものです。スクリプトの改訂は、組織を通じて行うものと認識しております。

1 月のラウンドテーブルにおいて ICAP トレーナーの職務内容、権限と権限について「ICAP の方針に沿ったトレーニングを行う責任だけをおっています」と確認しており、「シナリオの改訂等に関しては、ICAP トレーナーが関わるものである」ということは、どのような認識に基づいてでしょうか？是非、お教えてください。ICAP にも確認したいと思います。

CCJの提供する「子どもワークショップ実施ガイド 小学生版」「CAP就学前プログラム実施ガイド」「中学生暴力防止プログラム実施ガイド」の中身はどうか。今使っているものと違うのか？

今、使っているものです。現行の最新版の実施ガイドをさします。

4. グループ運営において、「責任者は連絡窓口の役割を果たすこと」とありますが、他のスペシャリストが連絡をとることはできないのでしょうか。もし固定化してしまうことが構想されているなら大きな問題を抱えていることになります。全てのスペシャリストは対等であるという考え方からはかけ離れてしまい、グループの中にもヒエラルキーを築くことになってしまいます。正に力関係の中でCAPグループが運営されていくことになります。

これまでどおり、責任者外のCAPスペシャリストが連絡をとることはできます。固定化してしまうことを構想してはおりません。説明が不十分でありましたので、頂いたご意見等は今後に向けての改善点として参考にさせていただきます。

5. 著作権と添付文書に概説される実施基準とは何かわかりません。

著作権はCAPカリキュラムについてすべての権限をもつICAPがもっているものです。RTC契約書には「すべてのRTCは、CAPカリキュラムを忠実に実施することを保証し、ICAPの文書による許可なくして現(オリジナル)CAPカリキュラムの変更・修正を行ってはならない。いかなる主要な変更・修正もICAPカリキュラム検閲委員会(CRC)により審査され、最終的な認可を得るものとする。同時に各RTCは、自らのカリキュラム検閲委員会(CRC)を儲け、そのRTCカリキュラム検閲委員会(CRC)がICAPに提出するすべてのプログラムの改作を審査することを提案する。RTCは、CAPカリキュラムの実践の質を維持し、ICAPが認可した改作(改訂版)カリキュラムのみの使用を許可する。」と記載されています。著作権に則るとはこれらすべてを遵守することをさします。

添付文書に概説される実施基準は、以下の通りです。

CCJの提供する「子どもワークショップ実施ガイド 小学生版」「CAP就学前プログラム実施ガイド」「中学生暴力防止プログラム実施ガイド」(すべての実施ガイドにおける最新版/改訂があった場合は、改訂版が最新のものとなる)にそって実施すること。

子どもワークショップを実施する場合、原則として教職員ワークショップ・保護者ワークショップ・子どもワークショップの3つのワークショップを行うこと。

トークタイムを含む子どもワークショップを実施すること。

6. 「グループの活動する地域を明確に公表する」とはどういうことかわかりません。明確とはどういう意味なのですか。

(きょうとCAPにおいても、現実に、京都、京都市、宇治各児相管轄区域外でのWS依頼、および実施の経験がある。)

文字通り、自グループが活動を行っている地域を明確に公表するということです。CAPセンター・JAPANには、様々な地域からグループ紹介の問い合わせがあります。これまでは、事務所所在地に基づき、問い合わせや紹介を行ってきました。それぞれの地域でワークショップを実施する可能性があるグループすべてを把握し、問い合わせに答えることができるようにするため、「グループの活動する地域を明確に公表する」と表現しています。

7. 新たなグループの立ち上げについては別途定める手続き」とありますが、別途どのような手続きが定められているのか明確に示してほしい。

新たなグループを立ち上げる場合は、別紙「グループ活動開始までの流れ」に沿って立ち上げの手続きを行ってきました。ICAP の来日以降、CAP 活動をするためにはその活動エリアを管轄する RTC と「合意文書」を交わすことが必要であることが明確になったため、それまでの地域グループの調整を重視する方針を転換し、すでに活動実績のあるグループについては「合意文書」を交わし正会員となるよう働きかけることに重点を置くこととなりました。

地域グループとの調整が重要であるとの方針は、これまでの CAP センター・JAPAN の新グループ立ち上げの経験から立てた方針で、今後もその視点を持っていくことに変わりはありません。

8. CAP スペシャリストの CCJ への登録制度・更新制度の手続きを、責任をもって行うとはどういうことか。

登録制度・更新制度、およびその手続きについて何が決まっているのか。

CAP スペシャリストの登録制度については、2008 年度臨時総会において、事務手続きを事務局に任せることが決定しています。この登録制度を持って資格一元化とすることも決定しています。制度導入が決定している更新制度については、その手続きはまだ決まっていません。どちらも「グループを通じての手続き」が原則と考えており、「登録制度・更新制度の手続きを責任をもって行う」としています。

#### 【全体的な問題点の指摘】

- ・ 契約という重大且つ重要な用件に対して、紙切れ一枚の送付でことを済ませようという CCJ の認識に対して大きな怒りを感じます。
- ・ 総会や第一委員会の折には説明会を開いた経緯がありますが今回契約に当たって何故説明会を開かないのか。
- ・ 書面そのものが契約書の体をなしていない。

(そのひとつには「合意文書」と明記したものがない。(例)日本では契約者甲と乙という表記で責任や解雇規約などが盛り込まれている。

(また細則は「定款・細則委員会」できちんとしたものができない限り、何が盛り込まれるかわからないものに署名押印はできません)

今回の文書は「契約」ではなく「合意文書」です。文書の形式は決まりがあるものではありません。

第一委員会が開いたものは説明会ではなく、意見聴取の会です。また、総会前の説明会は、2008 年の臨時総会から開催したものです。これは、少しでも定時総会での表決に活かしていただくために説明会を開催したものでした。今回の合意文書については、内容について質問のあるグループからは個別にご質問をいただき、お応えしております。またすでに多数のグループから合意文書の提出をいただいておりますので、改めて説明会を開くことが必要とは考えておりませんでした。

- ・ ICAP の契約とは内容が違っていると記しながら ICAP のサンプル MOU 資料として同封したの

は何故ですか

1 月の来日時に RTC 契約においてグループと合意文書を交わす事が必要な事が判明し、初めての取り組みであり、参考とするために ICAP が使用しているものをサンプルとして送っていただきました。しかし、さまざまな点において日本の現状とは異なり、このサンプルのまま使用することはできないことから、今回の 2009 年度 CCJ の合意文書を作成しました。ICAP からは、日本の現状にあわせて、合意文書の内容を変更することは許可されています。

みなさんにお送りしたのは、情報開示として、ICAP のサンプルも見ていただいた上で、日本の現状にあわせた内容としたことを知っていただくためでした。説明不足であったことをお詫びします。

- ・決まっていなかったことを契約に盛り込むのはおかしい。  
説明不足の点は、お詫びいたします。決まっていなかったことというのは何を指すのかお教えください。
- ・総会前の説明会(4/5)及び総会開催時点では、MOU の内容について会員からの質問で CCJ は「ICAP から聞いていないので分からない」ということでした。その後 MOU の内容は事前に会員には説明がないまま、いきなり合意事項及び契約書が送付されてきて、初めて MOU の内容を知らされ、それは署名、捺印して合意を促す文章でした。  
総会では養成者養成講座の開催はすでに決まっていて、今年度の事業として承認されました。その時点では MOU の内容、契約については不明確なまま十分な説明はありませんでした。養成者養成講座の受講資格に、年度途中で入ってきた MOU に契約している者という条件をいれているのは理解できません。  
養成者養成講座は「CCJ の養成講座を担う」有資格者を養成するために開催されます。養成者養成講座の受講資格は、総会后設置された「トレーナーの選考と評価を考える委員会」で検討され、先日要項が発送・公開されました。この要項などの受講資格また文章には「MOU に契約している者」もしくは「MOU を交わしたグループに所属する」とは明確に記載されていません。しかしながら、前述の養成者養成講座の開催目的に照らし合わせ、「MOU を交わしたグループに所属する」ことは大前提であると考えます。

( 意見を添付して MOU を手続き )

意見 ( 8/20 付 )

「グループの活動する地域を明確に公表すること。」が、CAP グループ責任者の役割と責任として挙げられていますが、この内容に関して CAP センター・JAPAN 所属グループ間で共通認識が形成されておらず、とるべき責任が何か明らかになっていません。  
責任の具体的内容に関して、認識を統一していく必要があると考えます。

( 要望を添付して MOU を手続き )

質問・要望

CAP センターJAPAN は J-CAPTA と早急に話し合い、双方の正会員、活動会員、また、これから CAP スペシャリストになろうとしている者が、CAP の活動を続けていく上で必要な資格を取り、知識を深める研修を受けるにあたり不利益にならないように、各種養成講座、研修、セミナーなど、境界線に関係なく互換性を持たせ、全国のスペシャリストが地域の制限なく機会均等にさまざまな講座を受講できるような仕組みを構築してください。そのために、双方が協力体制をとり、HP 等における情報公開及び実施体制についても連携していただくことを強く要望いたします。

回答

RTC 間の協働について、会員や CAP 活動を始める人にとって不利益にならないようにとのご意見・ご要望について

昨年 1 月の来日時に ICAP から示されたものに「日本の RTC に関して ICAP が定めた 4 つの基準」があります。(すでに HP に UP 済) その中の「2」と「4」に RTC 間の協力・協働について触られています。以下に示します。

2. いったん日本に 2 つの RTC が指定された後、その 2 つの RTC は協力しあわなければならない。2 つの RTC は財政援助(金)や資源に関して競い合ってはならない。2 つの RTC は協同して国の財政上また政策上の支援を確保することとする。それぞれの RTC は助成金獲得の機会について知らせあい、国の助成金に対して 2 つの RTC は一緒に申請すべきである。
4. CCJ と J-CAPTA は協働し、お互いを支援しあうものとする。J-CAPTA は呼びかけネットをはじめ、南に位置するその他の CAP グループが、CCJ と提携するようはたらきかけなければならない。CCJ は、北部に位置するすべての CAP グループが J-CAPTA と提携するようはたらきかけなければならない。

上記に基づき、今年度 CCJ では協力・協働体制をとるべく努力してまいりました。「2」にあります助成金については、積水・フィリップモリスの助成事業は共に RTC を越えて呼びかけを行い、両 RTC のグループが助成を受けて事業を行っています。また、キリン福祉財団助成事業は、次年度について両 RTC がそれぞれ必要な額の助成を受けられるよう働きかけ、それぞれが申請を行ない必要な金額の助成が決定いたしました。キリン福祉財団の担当者の方にはそれぞれヒアリングを受け、RTC として組織の状況が CCJ と J-CAPTA では違うということをご理解いただき、それぞれに必要なものを助成するということで了解をいただいた経緯があります。

また、「4」にありますように協働しお互いを支援しあうものとして、12 月末に J-CAPTA の HP が完成・公開されるまで CAP 活動についてや CAP グループの紹介など広く問い合わせに対応し、CCJ の HP 上で RTC が 2 つになったことや J-CAPTA の連絡先の掲載を行い、J-CAPTA エリアからの問い合わせ

せに対しては必要に応じてJ-CAPTAを紹介してまいりました。また、RTC間での情報共有や会員への情報提供をそれぞれのRTCを窓口として行なってまいりました。12月のCAP児童養護施設プログラムに関する事業につきましては、J-CAPTAを通じてJ-CAPTAエリアのグループへの広報をお願いし、これによって両RTC間で情報共有され、両RTCから参加者がおられたことはすでにご存知のことと思います。お示ししましたことはごく一部ですが、CCJでは常に日本全体でのCAPの普及、活動の促進を念頭におき動いてまいりました。

今回、ご要望いただきました協働の内容が会員やCAP活動を始めようとする方の不利益にならないようにということについては、協働とは別に日本の南部エリアのRTCとして当然のことと考えております。そのため、今年度はCAPスペシャリスト養成講座の開催規模を縮小し、少人数での開催、地域のニーズに合わせた開催（関東で2回開催）など参加機会を増やすべく努力してまいりました。今後もその方針に変わりはなく、エリア内でのCAP活動の継続・プログラム提供の質の維持・向上をRTCとして責任をもって取り組んでまいります。また、その責務を継続して果たすことができるような組織運営に努めていく所存です。

すでにセンター通信等でお知らせしておりますように、11月のICAPの来日においてCCJ、J-CAPTA、ICAPの実務者会議が開催されました。その場で養成講座の参加者についてはRTCのエリア内とすること、特例は引越しのみということが確認されています。CAPスペシャリストの引越しによる所属RTCの異動については互換性を持たせることで、両RTCで合意しています。

RTC契約書には「RTCは、区域内全てのCAPプロジェクト（CAPグループ）へのスーパービジョンを行い、全てのCAPプロジェクト（CAPグループ）がCAPプログラムの質を維持し、かつCAPカリキュラムを忠実に実施することを保証する」と記載されており、エリア内のトレーニングに責任を持つことはRTCの重要な責務あり、エリア外で行なわれるトレーニングについては、その範疇ではありません。

CCJが日本で唯一のトレーニングセンターであったときには、養成講座・研修などのトレーニングに関する受講についてはどこからでも可能でしたが、日本のRTCが2つになったことで、それぞれのRTCは定められた地域の責務を果たすこととなります。RTCが2つになりそれぞれが責務を果たすエリアの範囲が定められた現状では、それに伴い会員の受講の権利も以前とは異なり、所属するRTC内となります。

CCJは、地域内でトレーニングの受講権利が保障されるように努力する用意があり、ICAPから求められている責任を果たし、日本全体でのCAPの普及、活動の促進のための努力を惜しまない所存です。

今後、それぞれのRTCが、それぞれのエリアにおいてCAP活動の継続・プログラム提供の質の維持・向上にむけて創意工夫しながら、これまで同様、協力できることは協力しあい、責任を持って活動していくことが「子どもの人権が尊重され、子どもへの暴力のない社会」への重要な鍵となると考えます。

## 要望

1. CCJ「正会員登録」とこのたびの合意事項「MOU」にサインをすることのそれぞれの目的を明確にして下さい。CCJがRTCになることにより、「MOU」へのサインが求められていることは分かりましたが、その内容は現行の「正会員登録」における了解事項とほぼ重なっています。にもかかわらず「正会員登録」と「MOU」の両方をCCJと交わさなければならない必然性についてのご説明を求めます。
2. ICAPとCCJの組織運営体制はかなり違っていることが、コーディネーター制ひとつとっても窺え、直訳されたMOUと日本版のそれとではかなりの違いがあることに戸惑いが広がっています。これからCCJがどのような組織になっていくのか不透明であることが、正会員登録に加えてMOUを結ぶことに抵抗を生じさせていることをご理解ください。
3. 2010年度以降の合意にあたり、このたびの「MOU」に関連して、他グループから寄せられた質問事項や意見書の内容、および、それに対するCCJの回答について、開示いただきたいと存じます。その理由は、他グループの質問や意見、それに対するCCJからの回答内容をふまえることが、今後の議論において必要であると考えからです。私どものグループも含め、関連のあるすべてのグループへの情報開示を求めます。

## 回答

1. まず、正会員手続きについて説明します。

NPO法人CAPセンター・JAPAN(以下CCJ)の正会員は、定款に基づきCAPプログラムの普及を通じて子どもへの暴力のない社会を目指して活動することに賛同され、地域においてCAP活動をされる皆さんに入会時に所定の手続きを経て、正会員として入会をしていただいています。

入会の手続きは、活動するメンバーやグループの活動(予定)状況の提出、入会申込書の提出、理事会での承認、会費の入金を持って完了としています。現在、「登録」という言葉は使っておらず、また入会にあたり署名を要する「了解事項」等を定めはありません。

『正会員登録』における「了解事項」と書かれている内容は、入会時やその後をお願いしている、CAP活動に関わる情報提供のことを指しているものと推察しますが、これは、日本におけるCAPグループのネットワーク(グループ一覧の作成)やCAP活動の状況把握、社会への活動の発信を目的としています。

これまで、ICAPへの日本の活動状況、活動実績を報告することはしていません。

今回RTCの責務が明確になり、CCJと各グループとの間で合意文書を交わす手続きが必要となったことはご承知の通りであり、NPO法人の正会員手続きとは別のRTCとしての手続きです。

また、今後RTCの責務としてエリア内の年間のCAPプログラム活動実績全データ、活動状況を報告することになります。そこでこれまでご提出いただいていた「グループ名簿」の名称・内容・形式の見直しを行い、「グループ現況報告書」として毎年4月にご提出いただく予定です。この報告書により、行政や一般の方からのお問い合わせに対して的確に対応することが可能となり、この時点での報告をグループの活動状況としてICAPへ報告することを考えています。

- 2.

1月の来日時にRTC契約においてグループと合意文書を交わす事が必要な事が判明し、CCJとしても初めての取り組みであり、参考とするためにICAPが使用しているものをサンプルとして送っていただきました。しかし、ご指摘の通り、ICAPの合意文書はさまざまな点において日本の

現状とは異なり、このサンプルのまま使用することはできないことから、今回の 2009 年度 CCJ の合意文書を作成しました。ICAP からは、日本の現状にあわせて、合意文書の内容を変更することは許可されています。みなさんにお送りしたのは、情報開示として、ICAP のサンプルも見えていただいた上で、日本の現状にあわせた内容としたことを知っていただくためでしたが、説明不足により、戸惑いが広がった由、お詫びします。11 月に来日した ICAP ディレクターのジュネット・コリンズさんに今回の合意文書について確認をしていただき、日本の現状にあわせ網羅した内容になっているとの言葉をいただいています。なお、今後の CCJ の組織運営についてのご意見をいただける場として地域会議を予定しています。是非、活用してください。

3.

対応について検討します。

なお、合意文書は年次で交わすことになっており、いただきましたご意見、文書としての不備についてのご指摘等を参考にし、2010 年度 CCJ 合意文書を作成する予定です。2010 年度合意文書プロセスにおいて、参考とさせていただきますご意見、ご指摘およびすべてのご質問事項、その回答を開示いたしたいと考えています。

#### 要望

rtc の境界線が、あくまで地理的要因から決定されるものであり、各グループが所属(契約)するセンターを選択できないならば、mou 上に、日本におけるシナリオと養成講座の内容および、養成講座受講後のスペシャリスト資格は全国統一である、only one、南も北もないという旨を明記するようお願いをいたします

#### 回答

合意文書に加える内容の要望もいただいています。

CCJ は RTC が 2 つになり、RTC の権限と責任が ICAP から示されている中で、出来る事と出来ない事を的確に判断しながら役割を果たして行かなければならないと考えています。

ご要望は J-CAPTA と ICAP との合意や調整が必要で、CCJ の判断だけでは出来ない内容を含んでいます。また、これまで議論を重ねて作業を進めてきた資格認定の制度の変更とも関わる重要なものでもあります。現状では叶えがたいものと考えています。